

## ■出品規定

項目	改訂前	改訂後
(継続用納税証明書の後日請求) →9 ページ	→ <u>第9条 (譲渡書類) ⑧</u> として追加	登録ナンバー付き車両で開催日と同一年度内に車検が満了となる場合、落札店は車検満了日の1ヶ月前より「継続検査用納税証明書」の請求をできるものとする。この場合、出品店は落札店の請求日を起算日として7日以内にジップに提出するものとする。尚、期限を超えたものに関してはペナルティー対象とする(書類遅延ペナルティーを適用)。
(自賠責保険) →10 ページ	→ <u>第9条 (譲渡書類) ⑨</u> として追加	自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島で保険料が本土と異なり、追徴金が生じる場合、落札店からの開催日翌月末日までの申告を条件に出品店は落札店に追徴金を支払うものとする。
(自動車税未納ペナルティー) →10 ページ	→ <u>第12条 (自動車税) ①</u> として追加	成約車両において車検満了日の1ヶ月以内に自動車税の未納が発覚し、落札店が継続検査を受けることができなかった場合、出品店はペナルティー1万円を落札店に支払うものとする(但し、自動車税納付期限内は除く)。また、出品店は未納自動車税を全額負担するものとする。
(自動車税非課税または減免車両) →10 ページ	→ <u>第12条 (自動車税) ②</u> として追加	成約車両が自動車税非課税または減免の車両で移転登録時に登録の都道府県において月割り自動車税の課税がされた場合、出品店は移転登録時に課税された月割り自動車税を負担し、落札店に支払うものとする。尚、この場合については自動車税未納ペナルティーの対象としないものとする。
付則5 (成約後に発覚した駐車違反に対するペナルティー) →12 ページ	(成約後に発覚した駐車違反に対するペナルティー) 出品店は車両運行による駐車違反の迷惑が落札店に及んだ場合は、ペナルティーとして以下の表に記載の金額を支払わなければならない。	(成約後に発覚した交通違反等に対するペナルティー) 出品店は車両運行による交通違反等の迷惑が落札店に及んだ場合は、ペナルティーとして以下の表に記載の金額を支払わなければならない。

## ■落札規定

項目	改訂前	改訂後
(継続用納税証明書の後日請求) →13 ページ	→ <u>第2条 (買手参加のきまり) ⑩</u> として追加	登録ナンバー付き車両で開催日と同一年度内に車検が満了となる場合、落札店は車検満了日の1ヶ月前より「継続検査用納税証明書」の請求をできるものとする。この場合、出品店は落札店の請求日を起算日として7日以内にジップに提出するものとする。尚、期限を超えたものに関してはペナルティー対象とする。
(福祉車両の消費税) →13 ページ	→ <u>第2条 (買手参加のきまり) ⑪</u> として追加	落札車両が福祉車両等による消費税非課税車の場合、発送日を含め8日以内に申告があった場合に限り、消費税の返金処理を行うものとする。
(自賠責保険) →13 ページ	→ <u>第2条 (買手参加のきまり) ⑫</u> として追加	自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島で保険料が本土と異なり、追徴金が生じる場合、落札店は開催日翌月末日までに申告をし、出品店に対して追徴金を請求できるものとする。
(自動車税の税止め不備のペナルティー) →14 ページ	→ <u>第8条 (自動車税) ①</u> として追加	落札店が軽自動車の税止め処理を怠り、旧所有者に翌年度分の自動車税が請求された場合、落札店はペナルティー1万円を出品店に支払うものとする。
第10条 (クレーム) →14 ページ	搬出後における内外装以外のエンジントラブル及び走行装置等に関するクレームについては翌週月曜日正午までとする。	搬出後における内外装以外のエンジントラブル及び走行装置等に関するクレームの申告期限は開催日を含め5日以内とし、以下の通りとする。 ＜東京会場＞開催日翌週水曜日17:30まで ＜大阪会場＞開催日翌週月曜日正午まで 尚、ワンプライス成約車両については「ワンプライス規約」にて別途定めるものとする。
付則1 (名義変更遅延ペナルティー) →15 ページ	落札店は名義変更期限を越えたものに関しては名義変更遅延ペナルティー金2万円を支払うものとする。但し、名義変更期限よりさらに1ヶ月を越えたものに関しては5万円のペナルティー支払うものとする。	落札店は名義変更期限を越えたものに関しては名義変更遅延ペナルティー金1万円を支払うものとする。更に7日毎に1万円の加算、29日以上遅延した場合はペナルティー5万円とする。

## ■検査規定

項目	改訂前	改訂後
第5条 (評価採点) →18 ページ	電害車は上限2点とする。	→削除

## ■クレーム規定

項目	改訂前	改訂後
第2条（クレーム防止義務） →20 ページ	（前省略）上記の欠如のクレーム申告は書類発送後4日以内とする。	（前省略）上記の欠如のクレーム申告は書類発送日を含め4日以内とする。
第3条（方法）⑦ →20 ページ	車輛輸送の事情により申告期限内に車輛到着が困難な場合は、その旨を翌週月曜日の正午までに申告することとし、ジップがその事情を承認した場合のみクレームの受付延長を認めることとする。	車輛輸送の事情により申告期限内に車輛到着が困難な場合は、その旨を以下の期限までに申告することとし、ジップがその事情を承認した場合のみクレームの受付延長を認めることとする。  ＜東京会場＞開催日翌週水曜日 17:30 まで ＜大阪会場＞開催日翌週月曜日正午まで 尚、ワンプライス成約車輛については「ワンプライス規約」にて別途定めるものとする。
第3条（方法）⑧ →20 ページ	後日商談及びワンプライスでの成約車輛についてのクレーム申告期限は、成約日を起算日とする。	後日商談のクレーム申告期限は、成約日を起算日とする。尚、ワンプライス成約車輛のクレーム申告期限は「ワンプライス規約」にて別途定めるものとする。
第3条（方法）⑨ →20 ページ	不在応札及び準会員の成約車輛についてのクレーム申告期限は、当日クレームを含め翌週の月曜日の正午までとする。	不在応札及びライブの成約車輛についてのクレーム申告期限は、以下の通りとする。 ＜東京会場＞開催日翌週水曜日 17:30 まで ＜大阪会場＞開催日翌週月曜日正午まで 尚、ワンプライス成約車輛については「ワンプライス規約」にて別途定めるものとする。
第4条（処理基準） 1、落札店からの契約解除可能なクレーム →21 ページ	※別表 1	※別表 1
2、その他クレームの範囲及び申告期限 →22 ページ	※別表 2	※別表 2
4、クレームの申請が認められない場合 →22 ページ	④走行不明で出品の車輛	④メーター改ざん車または走行不明車として落札された車輛
第6条（値引き基準） ・新車時保証書不備 →24 ページ	【保証有効期間残の新車時保証書の取り扱いについて】 →追加	メーカーにて保証継承が可能なものとする。保証書または整備手帳内に車台番号の記入があるもの。
	【保証有効期間切れの新車時保証書の取り扱いについて】 ・新車保証書（継承の場合を含む）の販売店欄にゴム印がない場合、納車前点検の項	新車販売店が明確に分かるもの、またはインポーター印の押印があるものとする（納車前点検記録にて新車販売店の確認ができるものも含む）。

	<p>目にディーラーのゴム印が有り、その手帳内に当該車両の車台番号の確認ができるものがあれば新車時保証書として扱う。ただし、その整備手帳内にある法定点検記録もしくは車検時点検記録等にディーラーのゴム印があったとしても、新車時保証書（継承の場合を含む）の販売店欄もしくは納車前点検実施欄のいずれかにディーラー印が無ければ新車時保証書とはみなさず一律 5 千円の値引きで対応させていただきますのでご注意下さい。</p>	<p>保証書または整備手帳内に車台番号の記入があるもの。 以下削除。</p>
--	---	--

### ■商品車輛搬入出管理規定

項目	改訂前	改訂後
<p>3、長期滞留車及び放置車の罰則 →25 ページ</p>	<p>流れ車、落札車で再出品しない車輛は開催日の翌週水曜日までに搬出されなかった場合は、5000 円、以後水曜日経過毎に、10,000 円のペナルティーを科す。</p>	<p>流札車輛及び落札車輛において搬出期限内に搬出手続きがなされていない車輛については以下の通り対処するものとする。 (流札車輛) 翌開催へ自動再出品 (落札車輛) 残留ペナルティー 5 千円 以後 7 日毎に 1 万円の加算</p>

### ■自動車税規定

項目	改訂前	改訂後
<p>(抹消登録写しの提出期限) →26 ページ</p>	<p><u>第 2 条 (処理) ④</u>へ追加</p>	<p>但し、抹消登録写しの提出期限は名義変更期限にかかわらず、抹消月の翌月 5 日までとする。尚、期限を超過した場合は、落札店への自動車税の返金はできないものとする。</p>

### ■書類細則

項目	改訂前	改訂後
<p>4、書類差替え・再交付ペナルティー →27 ページ</p>	<p>禁止行為ペナルティー3 万円</p>	<p>禁止行為ペナルティー5 万円</p>
<p>8、名義変更遅延ペナルティー →27 ページ</p>	<p>期限を越えた場合 2 万円 更に 1 ヶ月を超えた場合 5 万円</p>	<p>期限を超えた場合 1 万円 更に 7 日毎に 1 万円の加算、29 日以上遅延した場合はペナルティー5 万円とする。</p>